

宇部市文化創造財団 チケット販売手数料基準

取り扱うチケット：文化事業等の有料チケット

販 売 手 数 料：チケット売り上げの 10%

適 用 開 始：2025 年 4 月 1 日受付分から適用する。

【特記事項】

当財団が共催・協力等で、一般的なプレイガイド以上に関わる事業については、必要に応じて個別に手数料を取り決めることが出来る。

【留意事項】

- (1) 相手方が 10%の基準を超えた割合を指定してきた場合は、その額とする。
- (2) 主催は文化団体ではなくとも、文化事業を実施する団体等であれば取り扱う。
- (3) 文化事業以外は原則取り扱わない（宇部市、宇部市教育委員会が主催及び共催する事業は除く。）が、特別な理由があり財団で取り扱うのが適当と判断できる場合は取り扱う。
- (4) 財団で取り扱うのが適当と判断できるが、上記の基準に直接該当しない場合は、上記の基準に準じて適用する。
- (5) 文化事業であっても宗教的・政治的活動やそれに準じる事業のほか、公序良俗に反すると考えられる事業は取り扱わない。